

3年間の実務家教員生活から

高橋理一郎

はじめに

法科大学院による法曹養成課程がはじまったのは、ちょうど私が横浜弁護士会の会長を務めることになった2004年4月1日からである。横浜弁護士会は、法科大学院の創設に当初反対の態度をとっていた。しかし、創設が決まった以後は、創る以上理想に合う法科大学院にすべきであるとして、県内の4つの法科大学院の設置に向けて積極的に協力をしてきた。私は、反対した立場から、法科大学院立ち上げのために苦労を重ねてきた当会の先生方には、敬意を表しつつもあまり積極的な関与をしてこなかった。わずかに、ワシントン州立大学ロースクールに留学した際、同ロースクールで、同州の最高裁判官はじめ裁判官、弁護士等の法曹関係者とロースクール生との間で交流会が開かれているのが印象に残っていたことから、会長時代に県下の法科大学院4校に呼びかけ、法科大学院生と法曹関係者との間での交流会を提案し実現させたことくらいである。

そんな私のところに、降ってわいたように実務家教員の話が持ちこまれた。定年で退職される鈴木繁次先生の後任にということであった。しかし、私はあまり気乗りがしなかった。その理由は、法科大学院に取り組む鈴木先生の情熱には、到底及ばないと思っていたし、日弁連での活動以上に忙しくなることに対する抵抗感があったことに加えて、昔から人に教えることは不得手であり、私には似つかわしくないと考えていたからである。しかし、鈴木先生、間部先

生、そして森田先生と横浜弁護士会でも秀でた存在である実務家教員の先生方が次々と法科大学院に対する思いを熱く語るのを聞くうちに、その熱意に次第に惹きつけられていった。また、私自身も商法、会社法の分野の事件を比較的多く手がけていたことから、研究者教員との間で学問的な吸収が得られるかもしれないといったことを考えるようになり、2007年4月1日から神奈川大学法科大学院（以下「本学」という）でお世話になることになった。

本学での授業について

1 中小企業法と民事実務

私が、本学で担当した授業は、選択科目である中小企業法とリーガル・クリニック、必修科目である民事実務、民事法演習Ⅴ、民事法総合演習Ⅱの5科目である。このうち、民事法演習Ⅴ、民事法総合演習Ⅱ及びリーガル・クリニックは、研究者教員と共同での担当であった。

本学は、「地域と企業」・「市民と自治体」の2コース制を採用し、コース毎の選択必修科目を指定して、非体系的履修に陥ることのないようにしている点を一つの特徴としている。「地域と企業コース」は、大企業の支社・支店や中小企業・自営業者が多数を占める神奈川・横浜ならではのコースであり、中小企業法は、この「地域と企業コース」に配置されている科目である。余談であるが、私は、そのころ日弁連で、中小企業の支援に取り組むためのプロジェクトチームの座長を務め¹⁾、中小企業問題に精通し

た弁護士養成や研修制度の充実などについて意識し始めた時期であった。従って、この科目では、中小企業問題に精通した法曹養成を念頭に、実務上最低限必要と思われる知識の習得に向けた授業となることを心がけた。内容は、自学自習を基本とし、予め調査・検討してきた事柄を5頁程度のレポートとして纏めてもらうことで、表現力、文章力を培うことをめざした。また、そのレポートの内容を5分程度で発表してもらうことでプレゼンテーション能力の向上を求め、かつその発表した事柄について、質問や意見交換をしてもらうことで、受講生間及び私との間での相互作用を通じてその論理や問題の所在についての確認と理解を深めるという形式を採った。また、欠けているところは、私が若干の解説を行い、授業時間が限られていることから、授業終了後には、補講として、レジюмеをe-learningで送り、復習に役立ててもらう工夫も試みた。もっとも、民法、商法、会社法に関する基礎的な知識や理解が十分であることを前提としていたため、その前提が欠けていた場合や受講生が多数に及んだ場合には、必ずしも意図した効果が得られなかったのではないかと反省もある。

民事実務は、一つは、これまで学んだ民法と民事訴訟法の知識をもとに、具体的な紛争がどのように解決されるのかを、立体的に実感してもらうことと、もう一つは、司法修習過程の前期課程で行われていた民事実務の基礎を学ぶことを目的としていることから²⁾、訴訟実務に重点を置いた授業を行った。

授業では、用いた教科書³⁾が、建物明渡請求訴訟事件を素材としていたことから、同様の事例を別途作成したうえで⁴⁾、同事例を基に、内容証明郵便、訴状、答弁書及び各委任状並びに和解条項案を順次起案してもらった。また、途中で要件事実についての理解を助けるために、売買の事案での訴状、答弁書及び準備書面を兼ねた主張整理のための文書の作成を求めた。これは、ブロック・ダイアグラムの作成方法を通

じて、攻撃・防御方法の構造と主張・立証責任の重要性を実際的に理解してもらうためであった⁵⁾。また、訴訟手続の構造と流れについての具体的なイメージをつかみ、かつ教科書では学べない事柄を体験的に学習してもらうために、模擬裁判も実施した。従って、この授業によって訴訟業務に必要な文書の作成の能力を身につけてもらうと同時に、訴訟法を通じて、実体法が実際にどのように適用され、どのようなプロセスを経て紛争が解決することになるのかの基礎的な実務知識を身につけることになる。

もっとも、この授業では、それまでの実体法を学んできた授業とは異なり、民法の基礎的な知識が当然備わっていることと、時間的な制約から教科書を予め十分に読んで理解したうえで授業に臨んでいることを前提とした授業であった。従って、自分で予め十分な学習をなし、かつ思考し起案することを求めていたが、基礎的な知識が十分でない場合や応用についての考え方ができていない場合には、消化不良のままに終わることになった者もいるものと思われる。

なお、この科目については、求めるレベルの程度や果たして2年次での配置が適当であるのかなどいろいろと考えさせられるところがあった。

2 共同担当の授業

民事法演習Ⅴは、会社法の演習科目であり、研究者教員と私の2人で担い、民事総合演習Ⅱは、商法、会社法、民法、民事訴訟法が複合する事案についての演習科目であり、商法・会社法1名、民法2名、民事訴訟法1名の研究者教員と私の5人で構成されている。

前者は、3年次の前期、後者は後期に配置されている。また、両者ともに、具体的な事例を素材に、その事例から法律構成を考え、問題点を的確に抽出し、これまで学んだ実体法の基礎的な知識を活用し、問題解決の方法を考えるための論理的な思考力、文章の表現力、判例・文献等の調査能力等の基礎的な応用力の涵養を目

標としている。もっとも、前者は、会社法の体系的な理解を前提とし、後者は、それに加えて民法、商法、民事訴訟法等民事基礎科目全般の体系的な理解と複合的な事実関係を素材にしていることから、後者は、前者の一段階上の基礎的な応用力を身につけることにねらいがあるといえる。具体的には、まず事例形式の設問について、一定時間内での答案を作成してもらい、その後その事例について受講生各自が十分な調査・検討をなしたうえで、授業に臨むことを求めている。そして、授業では、事例から考えられる法律構成とその論点について、指名をしたうえで回答を得、補充的に担当教員が解説することで、法律用語や制度の定義・趣旨、条文、判例などの基礎的な知識の確認をすることはもちろん、自ら主体的に考えるプロセスを重視した授業を心がけている。また、演習であるから、受講生同士が主体的に議論を展開することが望ましいが、なかなか難しいことから、時には教員間で議論を試みることで、多面的な考え方があることを学んでもらう工夫もなされている。なお、この授業で感じたことは、理解力の早い遅いは別にしても、法律基本科目についての原理・原則的な論理と思考が十分でないままに進級してきた者にとっては、ついてくるのが容易ではないということであった。

3 法科大学院における実務家教員の役割

以上のとおり、私が本学で担当した授業を概観してみると、法科大学院での授業は、大学での授業よりはるかに実践的であり、実務家教員である私に求められていることは、講義形式による法理論についての教育ではなく、実務的かつ実践的な教育にあることがわかる。

これは、周知のとおり今次の司法改革において、法科大学院が、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核をなすものとして位置付けられ、法曹養成に特化した実践的な教育を行うことになっているからである⁶⁾。要するに、

こうした教育を行うためには、法理論的知識を習得するだけではなく、その理論を具体的事案に適用するにあたってどのように考え、どのような解決策を見出していくかの思考方法、あるいは具体的な事案解決のための能動的・創造的思考などを身につけさせる必要がある。この点実務家は、多くの具体的な裁判事例あるいは予防法務事案等を経験し、その積み重ねによって、生の事実を多面的に分析し、法的に意味ある事実に構成し、かつ法理論を適用して、その解決策のいくつかを提示できるそれなりの能力を身につけていることから、ここに実務家の果たすべき役割があるということになる。

もっとも、実務家の発想には、どちらかという判例中心であることや限られた時間の中でかつ当事者の立場に立って論理を構成していかなければならないことから理論的な興味はあっても実務では通用しないような議論については、割り切って物事をとらえてくるところなどがある。

他方、研究者教員の場合は、特定分野で理論的かつ体系的に深く研究されていることから、こうした実務家の思考過程に問題がある場合には、掘り下げたところからの批判的あるいは肯定的な説明を理論的になすことになる。

ここに、演習において、研究者教員と実務家教員とが協働作業を行っている意味があるし、こうした両者の見解の相違が生ずる理由について相互に探求し議論する中から、受講生は法理論と実務との関係や多面的な思考方法があることを学んでいくことになるのである。

もっとも、私自身にとっても、研究者教員との3年間の協働作業は、いつも楽しく沢山勉強させて頂くことばかりであったし、その理論的な切り口や掘り下げた説明には、いつも感嘆させられてきた。

結びにかえて

本学での教員生活は、過ぎてしまえばあっという間の3年間であった。

この間、勉強意欲旺盛な学生を前にして、その責任から土曜日、日曜日はほとんど授業の準備にあてられ休むことがなかったし、実務家は実務を数多く手がけることに価値があるとの思いから、実務を縮小することもしなかった。

従って、これまでに書きためた材料をもとに、教材を作成するなどあと3年間継続すれば、もう少し本学における実務家教員としての役割を果たすことができたかなという思いがある反面、終えて肩の荷をおろし、正直ほっとしているところである。

一方、学生が期待する実務家教員としての役割に十分応答できたかこころもとないところがあるし、学生との間で課外でのコミュニケーションを持つ時間がなかったことが反省される。自分の体験を基に、もう少し親身になって学習指導の相談に乗ってあげるべきであったと思っている。もっとも、本学の学生は、少人数で和気藹藹とした雰囲気の中にあるせいも、どちらかというとハングリーなところが乏しいような印象を受けた。こうした環境では、学生の切磋琢磨は極めて重要であるし、ガリ勉も必要である。いつも教授会で強調されることであるが、カリキュラムと時間的な制約から学生には、自学自習の意欲・能力の向上が求められている。しかし、本学で実施している講義アンケートを読む限りでは、辛さや大変さを強調する者が多く、予習・復習時間が少ないように思われる。

他方、本学では、実務家教員を、研究者教員と同様に分け隔てなく扱ってくれた。教授会はいつも自由な雰囲気があり、かつ率直な意見の交換ができる場であった。もっとも、授業を担当する以外に、入試など研究者教員同様の雑務も担当させられたが、それはそれで本学の運営の実情を知るうえでの貴重な経験となった。

最後に、学生にとって、法科大学院を修了すれば、ほぼ司法試験に受かるという環境にないという厳しさはもちろん、大学院での生活も苦しみの連続であろうと思われる。しかし、大きな志をもって臨むならば、その苦しきもさした

るものと思われなくなるであろうし、後での大きな喜びにかわるはずである。兎に角この3年間は死んだ気になって勉強に没頭してもらいたいと思う。特に、未修者の方々には、まず1年目で基本法と呼ばれる法律の各条文についての意義・要件・効果をみっちり勉強していただきたい。もちろん個別の法解釈を理解するということは、各条文を要素として構成されているその法の体系を理解することでもある。やや無味乾燥に思われるところもあるかもしれないが、とにかく担当教員を信頼し、理屈抜きで正確に理解して頂きたい。また、2年目以降は、知識の量ではなく、思考方法を学ぶことが重要である。しかし、そのためには、基礎的な知識の確実な習得が必要であることを忘れてはならないし、そうでなければ、1年時の学習に戻らざるを得ないことになる。

私にとっても、この3年間は、法科大学院制度に対する大変得がたい貴重な体験となった。今後は、この体験を生かしながら、法曹として皆さんを迎え入れるための基盤と環境整備に向けた活動に取り組みたいと考えている。関係各位に謝辞を表し、私の3年間の実務家教員としての締めくくりに挨拶に代えたい。

注

- 1) 同プロジェクトチームは、2009年11月からは、「日弁連中小企業法律支援センター」（愛称：ひまわり中小企業センター）という大規模な全国組織となり、4月1日からは、全国共通専用ダイヤル（0570-001-240）を用いた中小企業のためのコールセンター（ひまわりほっとダイヤル）を開設し、全国一斉にその運用を開始する予定になっている。なお、「ひまわりほっとダイヤル」の詳細については、日弁連ホームページひまわり中小企業センター（<http://www.pleasure-inc.co.jp/sum/sme/index.html>）「ひまわりほっとダイヤル」参照のこと。
- 2) これは、前記修習過程が置かれなくなったことに対する代替措置とされている。しかし、新司法試験への合格が難しい中で、本来合格後にやるべきことをどこまでやらせるべきか難しいところがある。
- 3) 教科書は、加藤新太郎編『民事実務の基礎（解説編）（記録編）第2版』（弘文堂、2007）を用いた。

- 4) 別途事案を作成し、その事案について起案を求めたのは、単なる教科書の模倣に終わることなく、自ら思考して起案してもらうためであった。
- 5) 要件事実については、他の科目で教えている。しかし、選択科目であるために、その基本的な考え方にはできる限り授業で言及するように努めていたが、時間的な制約から悩ましいところがあった。
- 6) 平成13年6月12日付『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度』61, 64頁参照。